

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第3号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。